

令和 8 年度 答 申 第 1 号
令和 8 年 9 月 1 0 日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 2 年 8 月 3 1 日付け松教生企第 1 2 3 号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、平成30年4月27日付け公文書開示請求書により、「松戸市教育委員会の不祥事がわかる文書一切のうち、概要や一覧一切。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「原開示請求」という。）をした。
- (2) 原開示請求に対して、平成30年5月11日付け公文書一部開示決定通知書により、公文書一部開示決定処分（以下「原処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、原処分を不服として、平成30年7月9日付け審査請求書により、審査請求（以下「原審査請求」という。）を行った。
- (4) 原審査請求に対し、審査庁は、平成30年8月28日付け松教生企第173号の3をもって、松戸市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会は、令和2年1月20日付け令和元年度答申第6号をもって「本件処分は妥当であるが、実施機関は、懲戒処分書及び懲戒処分説明書が「不祥事がわかる文書」に該当するか否かを検討した上で、改めて開示の可否を決定すべきである。」との答申を行った。
- (5) 審査庁は、令和2年4月3日付け松教生企第2号をもって、原処分のうち、「懲戒処分書及び懲戒処分理由書に係る部分について非開示とした部分を取り消し、その余の請求を棄却する。」との裁決を行った。
- (6) 裁決を受け、令和2年4月9日付け公文書一部開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）をもって本件処分を行った。
- (7) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年7月12日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。

(8) 審査請求人は、令和2年9月18日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。実際、処分庁は、かねてから文書の特定漏れを繰り返してきた。

本件非開示箇所は、いずれも、条例第7条第2号、第6号エにも他の非開示事由にも全て該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めた、ただし書全てに該当する。

本件非開示決定により不開示とされたことも、学校・教育委員会によるいじめ自殺の隠蔽に対する追及を妨害するものとして行なわれたものであると言わざるを得ず、情報公開制度を根幹から否定するものに他ならない。処分庁による非開示決定権限及び文書特定権限の濫用である。

本件処分は、理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項及び第14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

裁決に基づき、「懲戒処分書及び懲戒処分説明書に係る部分について非開示とした部分」について、決定通知書の別表のとおり特定した。

イ 懲戒処分書について

懲戒処分書は、被処分者の職・氏名については、公にされることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

ウ 懲戒処分説明書について

懲戒処分説明書は、公にされることにより懲戒処分者が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第2号及び同条第6号エに該当する。

エ その他

審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

- (1) 本件における特定文書は、令和元年度答申第6号において特定漏れを指摘された文書であるから、非開示箇所に関する妥当性の判断基準については、当該答申において示したところと同様であるため、これを引用する。

令和元年度答申第6号

5 審査会の判断

(4) 懲戒処分を受けた教職員の氏名について

以下、本件文書に対する条例第7条各号の適用について検討する。

条例は、公文書の開示義務として、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」ことを規定する（条例第7条）。

ア 条例第7条第2号の適用について

条例第7条第2号は、個人情報について、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第

2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名(当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

と規定する。

教職員等が地方公務員法に規定する懲戒処分を受けた記録は、当該教職員等の人事上の経歴、職歴、勤務評価等に関する情報に該当するため、「個人に関する情報」であり、また、当該教職員等の氏名、所属等は、「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当し、本号本文の個人情報に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書の適用について

本号は、本文において、個人情報を原則的には非開示とするとともに、ただし書ア、イ及びウにおいて、その例外的開示を規定している。

以下、例外的開示について検討する。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(第2号ただし書ア 公知情報)

本号ただし書アによると、教育委員会が、記者発表、議会報告、市のホームページ等への掲載等により、懲戒処分の事案の公表を行っている場合又は今後、公表を行うことを予定している場合には、公知情報として開示となることが想定される。

また、千葉県職員の懲戒処分等に関する公表基準(平成15年5月21日制定。平成24年2月15日一部改正。以下「公表基準」という。)によると、地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)等については、原則として、被処分者の所属名、職名、年齢、処分内容、処分年月日及び事実の概要を公表するものとし、懲戒免職処分及び収賄、横領、飲酒運転による交通事故等、社会的影響の大きな事件に係る懲戒処分については、上記の項目に関する情報のほか、被処分者の氏名を含め、個人情報であっても、公表するものとしている。

これらの場合においては、当該公表後は、「法令等の規定又は慣行による公知情報」に該当するため、個人情報であっても、例外的開示の対象となることが想定されるが、本件文書は、公表後、既に相当の年数が経過しており、事案によっては、現時点での開示が被処分者、家族等の生活を損なうおそれがあるほか、公表基準の趣旨と条例による公文書の開示の趣旨とは、その取扱いにおいて必ずしも同一ではないことからすると、本件開示請求に対して、公知情報

として開示すべき個人情報に該当するものは、認められない。

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（第2号ただし書イ 生命、健康等情報）

本件文書は、教育委員会において、既に必要な処分を終えた事案について、その懲戒処分に係る事案を記録した文書である。

したがって、その公表により、人の生命、健康、生活又は財産の保護につながるという因果関係は認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性、緊急性等もないため、例外的に公にすることが必要な個人情報には該当しない。

(ウ) 当該個人が公務員である場合において、職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（第2号ただし書ウ 職務遂行情報）

職務遂行情報とは、実施機関の公務員が分掌する具体的な職務（松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）別表）を遂行することにより記録された情報をいい、職務と直接の関連を有する情報を対象とし、職員による行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、職務の遂行に伴う会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。

他方、職員の勤務評価、勤務態度、人事上の処分履歴等、人事管理上の情報、職員の所得、休暇、健康、家族等のプライベートに関わる情報は、条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、職員の個人情報として保護される必要があり、職務遂行情報に該当しない。

ウ 条例第7条第6号の適用について

条例第7条第6号本文は、事務事業情報について、
「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示とする。

この事務事業情報のうち、同号エは、特に人事管理情報について、
「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

と規定する。

「人事管理に係る事務」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に係る事務をいう。

教職員等が地方公務員法に規定する懲戒処分を受けた記録は、処分履歴として、当該職員の今後の給与、昇給、勤務評価、異動、退職等に反映される情報に該当するため、公にした場合には、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

- (2) 当審査会においてインカメラ審理を実施したところ、懲戒処分書における非開示箇所は処分を受けた者の職・氏名であり、これらは条例第7条第2号の個人情報に該当し、また同号ただし書の例外的に開示すべき事項にも該当しない。したがって、非開示とした処分庁の判断には合理性が認められる。

一方、懲戒処分説明書については、これを特定したものの全部非開示としている。懲戒処分説明書には、処分を受けた者の職・氏名のほか、処分事由や教示文、処分者名等の記載が認められた。これらのうち、処分を受けた者の職・氏名、処分事由は上記の理由に照らし、処分庁が非開示としたことについて合理性が認められるが、これらの記載部分は他の部分と容易に区分することができるものである。とすると、一部開示とせず文書全体を非開示とした処分庁の判断については妥当とはいえない。

- (3) 文書の特定について

審査請求人は文書の特定不足について主張し、懲戒処分書と懲戒処分説明書以外の不祥事に関する文書の特定を求めている。

本件は、令和2年4月3日付けの裁決（松教生企第2号）に基づいて行われた開示決定処分であるが、かかる裁決における判断は、「懲戒処分書及び懲戒処分説明書に係る部分について非開示とした部分を取り消す」ものであった。とすると、本件における対象文書は、懲戒処分書と懲戒処分説明書を特定すれば足りると解する。

当審査会において処分庁に対し意見聴取を行ったところ、処分庁は、懲戒処分書並びに懲戒処分説明書として処分事由説明書及び懲戒処分説明書を特定しており、懲戒処分書及び懲戒処分説明書は、特定した文書で全てであるとのことであり、処分庁の主張に不合理な点は認められなかった。

- (4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 8月31日	諮問書の受理
令和 7年 3月17日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 8年 4月22日	第2回審査会（審議）
令和 8年 7月 7日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 8年 8月 4日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 8年 9月10日	第5回審査会（審議）